

0184

保存期限	決裁指定	執行指定
------	------	------

大臣 委		受領 番 號		政務次官 參與官 同付 決裁後 連帶補 動主 徵
局長 主務		陸満支初三二六號		
次官		件 名		起元應(課)名 第三十師團
政務次官		第二十師團滿洲派遣部隊損耗者補充件		
高級副官		決行後 回覽		決行(決裁後) 回覽課名
主務課長		河村 董		
主務副官		書記官		審案 筆記者
主務課員		審案		
局長		局長		
課長		課長		
大臣 房官		大臣 房官		
了結 領受		出提 領受		
昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		
昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		

政務次官  
參與官  
同付  
決裁後  
連帶補  
動主  
徵

決行(決裁後)  
回覽課名

44  
93

副官ヨリ第三十師團參謀長宛(電報)

二。師報八九ヲ以テ申請ニ係ル貴師團ヨリ派遣ノ滿洲派遣部隊損耗者補充ノ件ハ申請ノ通認可セラル但シ將校ハ別ニ辞令ヲ以テス

追テ殘留部隊人員ノ不足ハ臨時召集者ハ他部隊ヨリノ轉屬ニヨリ補填セシメラサル儀ト承知セラレ度シ

陸海四〇九

昭和六年三月拾九日



秘

陸軍省  
陸軍部

陸軍密受第三一六號

陸軍部

第 號

電報譯

十一月十四日 午前午後

四時四十分發  
五時三十分著

陸軍大臣 宛 發信者 第二十師團長

ニハ師報八九

時局ノ關係上滿洲派遣部隊者ハ、内重複配置

セシナルルニ就テハ戰死者戰傷還送患者ニ依ル

欠員ニ對シ左記ノ如ク増員シ度ク上申ス、

左記

一 歩七七將校一 曹長一 軍曹伍長四 兵十 歩七

八 准士官二 曹長一 (カ工長) 軍曹伍長八 兵三

騎三八 中兵十五 騎砲二 大將校一 准士官一 曹

	軽	陸	常	兵	兵
77i	1	X	1	4	10
78i	X	2	1	8	3
28k	X	X	X	X	16
26A	1	1	1	2	30
20p	X	X	X	3	10
計	2	3	3	17	68

26A 77i  
 カ 中隊の常  
 村 隊長  
 文 雄  
 雄

長軍曹佐長三兵三十一工二〇、一中軍曹佐長  
 三兵十  
 二、将校ハ歩七七八歩兵中尉加藤常雄野砲二六八砲  
 兵少尉押川文雄  
 十、就キ夫レ夫レ隊員部隊附  
 一、免セシレ度

陸 軍